

令和8年度狩猟者登録事務実施要領

山形県村山総合支庁

1 集中登録の期日・会場

地 区	登録者の住所	期 日	時 間	会 場
西村山	午前:西川町、午後:寒河江市	9/28(月)	10:00~12:00	村山総合支庁西村山地域振興局 東棟 203 会議室 (寒河江市大字西根字石川西 355)
	河北町、大江町、朝日町	9/29(火)	13:00~15:00	
北村山	午前:尾花沢市、大石田町、午後:村山市	10/ 1(木)	10:00~12:00	村山総合支庁北村山地域振興局 102 会議室 (村山市楯岡笛田 4-5-1)
	東根市	10/ 2(金)	13:00~15:00	
東南 村山	午前:中山町、山辺町、午後:山形市	10/ 7(水)	9:00~12:00	村山総合支庁本庁舎 庁舎内会議室 (山形市鉄砲町 2-19-68)
	午前:上山市、午後:天童市	10/ 9(金)	13:00~16:00	

2 提出書類

(1)狩猟者登録申請書(登録する種別ごと必要) ※総合支庁本・分庁舎で配布(猟友会員は猟友会から送付)

(2)写真 1 枚(3.0cm×2.4cm)

- ・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの。
- ・狩猟免状の備考欄に「眼鏡等使用」と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。

(3)狩猟により生じる損害の賠償に係る要件を備えていることを証する次のいずれかの書類

(原本提示 又は コピーの添付)

①(一社)大日本猟友会の共済事業の被共済者であることを証する書類

②損害保険会社の損害保険契約(※)の被保険者であることを証する書類

※狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るもので、保険金額が 3,000 万円以上であるものに限る。

③上記に準ずる資力信用を有することを証する書類

(4)銃砲所持許可証 (原本提示 又は 顔写真ページのコピーの添付) ※第1種又は第2種銃猟を登録する者のみ

(5)狩猟免状(原本提示 又は コピーの添付)

(6)狩猟税の軽減に関する書類(該当者のみ)

①対象鳥獣捕獲員の方

・対象鳥獣捕獲員であることを確認できる書類…市町村長から交付の実施隊員の辞令書等 **必ずコピーを添付**

②有害鳥獣捕獲従事者の方(指定管理鳥獣等捕獲事業の従事者を含む)

・過去1年以内に有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類 **原本又はコピーを添付**

…従事者証の写しに参加した年月日と活動内容を手書きしたものなど

③認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方

・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

・登録申請1年以内に県内における捕獲に関し交付された従事者証の写し

・委託期間に登録申請前1年以内の日が含まれる委託契約書の写し

④県民税の所得割を納付することを要しない方

・(※)県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書(狩猟用) **必ず原本を添付**

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で農林水産業に従事している者にあつては、市町村長の証明書と農林水産業に従事していることを明らかにした書面。

(※)・証明書様式は、各市町税務担当課から入手するほか、右の二次元コード(県税政課 HP)からダウンロードが可能です(印刷のうえ御利用ください)。

・必ず市町村の証明を受けたうえで提出してください。



(裏面あり) 登録手数料及び狩猟税は裏面で必ず確認してください

3 登録手数料(県証紙又は電子収納) (登録する種別ごとに必要)

登録する種別ごとに 1,800 円

(県証紙) 県証紙を申請書の県証紙貼付欄に過不足なく貼付してください。

(電子収納) やまがたe申請(右記2次元コード)より納付してください。申請書の県証紙貼付欄に、電子収納した旨記載してください。

やまがたe申請



4 狩 猟 税(現金)

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
第1種銃猟	16,500円 〔11,000円〕	8,200円 〔5,500円〕	課税免除 (登録手数料 1,800 円は必要)
わな猟・網猟 (それぞれ)	8,200円 〔5,500円〕	4,100円 〔2,700円〕	
第2種銃猟	5,500円	2,700円	

〔 〕 当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者

(1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者

(2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農林水産業に従事している者

(3) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者

※(1)から(3)に該当する者として軽減を受ける場合に、2(6)④の証明書が必要となります。

5 その他

(1) 有害鳥獣捕獲への従事について

有害鳥獣捕獲に従事するためには、直近の猟期において、使用する猟法の狩猟者登録を受ける必要があり、原則、狩猟者登録を受けないと有害鳥獣捕獲には従事できないので注意すること。

(2) 集中登録の期間以外の狩猟者登録等の手続きについて(随時登録)

ア 狩猟者登録は、上記 1 の期間後の狩猟期間内に、村山総合支庁環境課(以下「環境課」という)にて随時受け付けるが、担当者が不在となる場合があるので、来庁前に電話等で連絡を入れること。

イ 環境課で狩猟者登録の審査終了後、村山総合支庁課税課及び納税課において狩猟税の納付手続きを行うこと。

ウ 狩猟者登録証、狩猟者記章等の交付は、狩猟税納付後に環境課において行う。

<問合せ先>

○狩猟者登録に関すること

〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 村山総合支庁2階 村山総合支庁環境課
自然環境担当(板垣) 電話:023-621-8426/FAX:023-621-8428

○狩猟税に関すること

〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 村山総合支庁1階 村山総合支庁課税課
課税第二担当 電話 023-621-8260/FAX:023-621-8125